

## 法令等の一部改正に伴う令和7年度以降の変更点について

### ① 介護保険料の所得段階について（令和7年4月から） 11ページ

介護保険法施行令の一部改正により、第1段階、第2段階、第4段階及び第5段階の課税年金収入額と合計所得金額等の合計額が下表のとおり変更となりますので、令和7年度以降は、11ページの中で「80万円」と記載されている箇所は「80万9,000円」と読み替えてください。

世帯全員が 住民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額等の合計が <u>80万9,000円</u> 以下	第1段階
	課税年金収入額と合計所得金額等の合計が <u>80万9,000円</u> 超120万円以下	第2段階
世帯のうち本人が 住民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額等の合計が <u>80万9,000円</u> 以下	第4段階
	課税年金収入額と合計所得金額等の合計が <u>80万9,000円</u> 超	第5段階

### ② 高額介護サービス費について（令和7年8月から） 33ページ

介護保険法施行令の一部改正により、市町村民税非課税区分の合計所得金額および課税年金収入額の合計額が下記のとおり変更となりますので令和7年8月以降は、33ページの中で「80万円」と記載されている箇所は、「80万9,000円」と読み替えてください。

利用者負担段階区分	単位	1か月の上限
市町村民税非課税	世帯	24,600円
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 合計所得金額および課税年金収入額の合計が <u>80万9,000円</u>以下の方</li> <li>● 高齢福祉年金の受給者</li> </ul>	個人	15,000円

### ③ 負担限度額について（令和7年8月から） 36ページ

介護保険法施行規則の一部改正により、利用者負担段階の第2段階及び第3段階①の合計所得金額と年金収入額の合計額が下記のとおり変更となりますので、令和7年8月以降は、36ページの中で「80万円」と記載されている箇所は、「80万9,000円」と読み替えてください。

利用者負担段階	
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+年金収入額が <u>80万9,000円</u> 以下の方
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+年金収入額が <u>80万9,000円</u> 超120万円以下の方